

【案】

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う8月定例会の運営について（変更分）

1. 会期中における新型コロナウイルス感染症の担当所管への配慮について

○新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種業務の所管

- ①別紙「議会における新型コロナウイルス感染症への対応について」の申し合わせ（令和3年6月17日議会運営委員会決定）「2.（1）②」のとおり

②配慮する所管の追加分

子ども青少年局	幼保運営課
教育委員会	教職員企画課、学校総務課

- * 上記②担当所管に対して、常任委員会・決算審査特別委員会（分科会を含む）においては、質疑・質問は行わない扱いとする。ただし、当該担当所管を所管する委員会・分科会委員から、緊急を要するなど特段の理由があり、質疑・質問が必要な状況である旨の要請がある場合は、当該委員長・分科会会長は正副議長・議運正副委員長と協議し対応する。

○その他の所管

危機管理監	危機管理室
-------	-------

- ・長時間の答弁調整を行わない。
- ・質疑は重複せず簡潔に行う。

2. 本会議・常任委員会・決算審査特別委員会の運営について（共通事項）

- 出席理事者は、提案理由説明・答弁予定がある理事者とし、午前・午後で入れ替えることとする。

- 最終本会議の出席理事者は、市長等特別職、財政局長及び最終本会議において提案理由説明・答弁予定がある理事者とする。

- 大綱質疑の質疑事項の通告、議場スクリーン資料の提出、常任委員会・決算審査特別委員会（分科会・総括質疑）の質問内容の締切日時については、締切日の午後3時とする。あわせて、出席要請する理事者を議会事務局に報告する。

- 緊急に理事者が対応にあたる必要が生じたときは、関係理事者の退席及び欠席を認める。その場合は、議長・委員長に許可を求めて退席する。

- 会議中に不測の事態が発生した場合、議会BCPマニュアルに準じ対応する。

- ※会議を休憩し、BCP会議（設置期間中）、議会運営委員会または委員協議を開催し、対応を検討する。

3. 本会議の運営について

- 大綱質疑、その他質疑における各会派等の持ち時間の使用は、3分の2を目安とする。

- *参考（3分の2とした場合の持ち時間）

会派名等	大綱質疑持ち時間 (答弁時間含む)
大阪維新の会堺市議会議員	253分
公明党堺市議団	160分
自由民主党・市民クラブ	120分
堺創志会	80分
日本共産党堺市議会議員団	80分
長谷川 俊英議員	26分

※その他質疑については、各会派等1人13分

- 大綱質疑本会議（8月30・31日及び9月1日）は、午後3時を目途に終了するように努める。
- 議員・理事者・議会事務局職員の各席に仕切り板を設置する。（全議員が議場に入場のうえ運営する）

4. 常任委員会の運営について

①委員会室

- 委員会室内の理事者側の座席は、密着しないよう配慮する。（1列6人）
- 意見陳述者はマスクを着用したうえで陳述する。
- 発言席に仕切り板を設置する。

②運営

- 常任委員会における質疑者の持ち時間の使用は、3分の2を目安とする。

*参考（3分の2とした場合の持ち時間）

1議題1人20分

○市長質問

◎市長の出席時間は、議事運営等に関する申し合わせのとおりとする。

なお、市長の出席時間帯については、以下のとおりとする。

- ・産業環境・文教・健康福祉委員会は、午前10時から正午まで
- ・市民人権・建設・総務財政委員会は、午後1時から午後3時まで

○陳情者の意見陳述については、陳述時間（3分）は変更しない。

○常任委員会は、午後3時を目途に終了するように努める。

5. 決算審査特別委員会の運営について

- 分科会における質疑、総括質疑における各会派等の持ち時間の使用は、3分の2を目安とする。

*参考（3分の2とした場合の持ち時間）

会派名等	第1分科会	第2分科会	総括質疑
大阪維新の会堺市議会議員団	49分（1日毎）	49分（1日毎）	76分
公明党堺市議団	28分（1日毎）	33分（1日毎）	48分
自由民主党・市民クラブ	28分（1日毎）	17分（1日毎）	36分
堺創志会	17分（1日毎）	12分（1日毎）	24分
日本共産党堺市議会議員団	12分（1日毎）	17分（1日毎）	24分
長谷川 俊英議員	—	20分（3日間）	8分

○委員会室内の理事者側の座席は、密着しないよう配慮する。（1列6人）

○発言席に仕切り板を設置する。

○総括質疑において、委員・理事者・議会事務局職員の各席に、議場で使用している仕切り板を設置する。

6. その他

- 上記以外の8月定例会における新型コロナウイルス感染症への対応については、別紙「議会における新型コロナウイルス感染症への対応について」の申し合わせ（令和3年6月17日議会運営委員会決定）を確認のうえ対応する。